

令和 7 年度第 1 回 釧路市空家等対策協議会 議事録

日時：令和 7 年 8 月 4 日（月） 午後 2 時

場所：釧路市役所防災庁舎 5 階 災害対策本部室

- 1 開会
- 2 会長の選任について
- 3 議題 1 特定空家の認定について
2 釧路市空家等対策計画の改訂について
- 4 閉会

議事要旨

事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和 7 年度第 1 回 釧路市空家等対策協議会を開催いたします。 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。 開催にあたり、釧路市を代表し、釧路市長、鶴間秀典よりご挨拶いただきます。 〔釧路市長挨拶〕
事務局	議題に入る前に、本年、5 月 22 日付けで委員の改選がございましたので、改めまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。 座席順でご紹介いたします。 〔委員・事務局の紹介〕
事務局	会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。 〔資料の確認〕 過不足はございませんでしょうか。
事務局	それでは議事に入らせていただきます。 まず「会長の選任について」でございます。 〔会長の選任〕 それでは、これ以降の進行は会長にお願いしたいと存じます。 どうぞ、よろしく願いいたします。
会長	それでは、お手元の次第のとおり、会議を進めさせていただきます。 なお、今回の議題には特定空家等の認定に係る議事がございますので、釧路市空家等対策協議会運営要領第 2 条に定める非公開情報に該当すると判断し、当議事を非公開により行うこと

	といたします。 はじめに、議題（１）「特定空家等の認定について」、事務局より説明をお願いします。
〔 非公開案件 〕	
会長	続きまして、議題（２）「釧路市空家等対策計画の改訂について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	次に、議題（２）「釧路市空家等対策計画の改訂について」、説明いたします。 〔釧路市空家等対策計画（案）に基づき内容を説明〕 〔計画改訂のスケジュールについて説明〕
会長	ただいまご説明いたしました件につきまして、委員の皆様より、何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	計画（案）P20の「空家等の管理に関するパンフレット」は、どこに配置しているのでしょうか。空家所有者への配布１００％に近づくように工夫されてはいかがでしょうか。
事務局	パンフレットは、支所やコミセンなどの公共施設への備付のほか、所有者への文書指導時に同封しています。パンフレット以外の啓発周知としては、固定資産税納税通知書に啓発チラシを同封しています。パンフレットは外部委託により作成していることから、部数の増など委託業者との調整が必要と考えております。
委員	空き家の所有者は、最終的に市が処分してくれると思っているなど、意識が低い方が相当いると感じております。これまで様々啓発周知していると思うが、繰り返し何度も行う必要があると思っています。
事務局	委員のご指摘どおり、管理意識が低い方がいることは認識しております。これまで以上に様々な媒体を活用した啓発周知に取り組んでいく考えでございます。
会長	空きビルに関する国への要望の内容はどのように。
事務局	主に財政支援を求める内容。市長会、期成会を通じて、国や道に対して、国の補助率の嵩上げや、修繕に対する補助創設など求める要望を行っているところです。
会長	管理不全空家等の基準作成スケジュールは。作成後計画の中間見直しを行うのでしょうか。
事務局	基準は、出来るだけ早く作成する想いはありますが、来年度以降の着手になると見込んでおります。今後、国の指針や道内他都市などを参考としながら、また、協議会の委員の皆様のご意見を伺いながら作成していきたいと考えております。また、

	作成後、計画への搭載義務はなく運用できることから、計画の見直しは行わない考えです。
会長	相続登記義務化となり、釧路市で把握している相続登記未了の空き家がどのくらい改善されるのでしょうか。
事務局	相続登記未了の空き家の所有者に対しては、義務化となる前から、相続登記又は遺産分割協議について、様々助言指導を行ってきましたが、なかなか改善が進んでいないところでございます。今後、釧路市で把握している空き家所有者をはじめ、把握していない空き家の所有者や現在居住されている方に対して、法務局と連携して周知啓発を強め、相続登記が進むよう取り組んでいきたいと考えています。
会長	ほかにご意見、ご質問はございませんか。
委員	相続放棄した案件はどこに相談すれば良いのでしょうか。市はどこまで対応できるのでしょうか。
事務局	空き家の総合窓口は建築指導課でございます。所有者の状況、位置的なもの、建物の規模など、空き家の状況は様々であり、その状況毎に応じて手法を検討することとなります。仮に相続人が不存在の場合で、空き家を希望される方が現れた場合は、相続財産清算人制度を活用することとなります。市でお手伝いできる範囲として、希望される第三者に繋ぐまでは対応可能ですが、費用や手続きは第三者で負担していただくこととなります。
会長	ほかにご意見、ご質問はございませんか。
会長	無いようですので、それでは、進行を事務局へお返しいたします。ご協力ありがとうございました。
事務局	会長、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回釧路市空家等対策協議会を閉会いたします。 本日は誠にありがとうございました。